

第108回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和2年8月5日（水） 10：27～14：41

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員、野村武司構成員

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官、水本圭祐内閣府地方分権改革推進室参事官、中里吉孝内閣府地方分権改革推進室参事官、近藤貴幸内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官、多田治樹内閣府地方分権改革推進室参事官
※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和2年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番8：児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化（厚生労働省）>

（高橋部会長）口頭で御説明いただき必要性は承知したが、書面にして事務局に提供いただきたい。

負担上限額について、認定時期がずれるというのはどういうことか。

（厚生労働省）利用開始時期が全員4月から一斉というわけではないため、例えば、10月から利用される方の場合だと、10月から9月までという1年間での支給決定となる。

（高橋部会長）要するに、申請の時期によって期間が変わるということか。

（厚生労働省）学校のように4月から始まって3月で1学年という仕組みではないため、利用開始時期は子どもによってばらばらとなる。

（高橋部会長）承知した。その辺も含めて事務局に文書で提出いただきたい。

（野村構成員）自治体の場合、こういった手続をやると必ず自治体の中で文書が発生してそれを保管することになる。そうすると、その自治体は、個人情報保護条例に基づいて、この事務を行い、文書を管理していくことになる。自治体によって条例は違うが、少なくとも目的に照らして必要最小限というのは基本原則としてどこの自治体でも踏まえられており、将来こういう事務が発生するかもしれないということで過剰に個人情報を収集することは条例違反になる可能性もあるため、その点も考慮していただきたい。

（厚生労働省）必要最小限にすべきという御趣旨は私どもも十分に分かっている。それも含めて頭に入れて検討したい。

（大橋部会長代理）この提案を実現した場合の具体的なリスクについて詳細に説明いただいたところだが、他方で、かなり多くの自治体から追加共同提案が出ているということは、やはり負担上限月額や多子軽減の認定について記載することの事務負担等を多くの現場が感じているということだと思う。

仮に、先ほど説明されたようなことが手続を簡素化した場合のリスクとしてあるとしても、手続を簡素化した場合に発生するリスクとメリットの比較考量的問題だと思う。負担上限月額や多子軽減の認定の記載を省略することで具体的にどのようなメリットが得られるのか。先ほど説明されたような事例が頻繁に起きることなのか、あるいは、そういうこともあり得るといったレベルなのか。その辺りの状況によって手続を簡素化すべきか否かの判断はかなり違ってくるのではないかと。

（厚生労働省）一定の確率でミスが生じては得ないとするわけにはいかないため、ミスが生じないような措置をどうするかということを考え合わせながら検討を進めなければいけないと思う。

ただ、多くの自治体で負担に感じているという事情は私どもとしても十分に受け止めなければいけないだろうとも感じているところ。利用者の方にとっての不利益などが生じないようにすることをしっかりと頭に入れた上で検討をしなければならないと思う。

（大橋部会長代理）もちろんミスをして放っておくということではなく、当然ミスがあればミスに対する対応も必要になると思うが、そういったことを全部含めて制度として見たときに、手続を簡素化するのが適当か否

かといった観点から具体的な検討の結果を示していただかないと、提案団体も納得がいかないのではないかと。

1 次回答の中で、今回の提案を実現するためにはシステム改修が必要になるといったことが書かれていたが、具体的にどのようなシステム改修を想定しているのか。

(厚生労働省) 先ほど申し上げた通所支援における食事提供加算の取扱い等については、事業者からの請求事務にも関わる問題であるため、システム改修が必要になる可能性がある。

(大橋部会長代理) どのくらいの方が食事提供加算の算定の対象となるのかといった辺りも示しながら具体的なところをご説明いただきたい。

(厚生労働省) 食事提供加算が算定できるサービスとして、児童発達支援と医療型児童発達支援というサービスがある。食事提供加算を算定している子どもの数は、児童発達支援で 1 万 8, 716 人、医療型児童発達支援で 1, 435 人いるというのが最新のデータで把握しているところ。これを多いと見るか少ないと見るかというのはあるが、一定数の方が食事提供加算の算定の対象になっていることも事実である。

(大橋部会長代理) 全体の数がかなり大きな仕組みの中で今言われた数字ということだが、手続を簡素化することによって必ずミスが出るということでもないと思う。先ほど言われたミスが生じたときの補完措置はどのようなものが考えられて、それが具体的に可能なかどうか、そういった検討と併せて支障の実情をお示しいただきたい。

(厚生労働省) この食事提供加算に関しては、ミスが生じるかどうかという問題よりも、一定の所得階層以下の方しか算定できない加算であるので、事業所として請求していいのかが収入の区分を見ないと判断できないという問題がある。そのため、ミスの問題とは違った観点から検討が必要かと思う。

去年の10月から無償化が始まり、各自治体において実際に事務をやってみていろいろ負担感を感じるようになってきたのではないかと。私も子どもとしても、限られた期間ではあったが、無償化を始める前に自治体と実際に色々なやり取りを繰り返しながら事務フローを詰めてきたつもりであり、また、全国の説明会にも行き、説明を繰り返してきたところである。恐らく自治体も始める前の時点においては、今までとやり方があまり変わらない方がかえてミスが生じるようなこともないという受け止め方もあったのかもしれない。

しかしながら、実際に事務を始めてみたところ、こういう負担感を感じてきたというのが恐らく今回の提案につながったのであろうと思う。無償化が始まってもうすぐ 1 年経とうとしているところで、改めてどのような事務フローとするべきかということこれから精査したいと考えている。

(大橋部会長代理) 無償化により利用者負担が発生しないことが明らかな場合であっても負担上限月額等を求めることの意義については自治体の現場も利用者も素朴な疑問として思うところであり、そういう点から言えば、ある意味でこれは制度内在的な提案であるという気はする。

(厚生労働省) 幼児教育・保育の無償化が収入のレベルにかかわらず一律に 3 歳以上で無償化という政策を取っている。一方で、先ほど申した食事提供加算は低所得の方々についての食事にかかる負担を軽減するという仕組みとして元々あったものなので、そこのところで無償化の政策と少し毛色の異なるものが同じ報酬体系の中にある。そこで生じている事務かと思う。

(大橋部会長代理) 低所得の方への対応を円滑にするために全体がどれぐらいまで協力しなければいけないのかという話とも思えるので、そこのところのメリット、デメリット、両方を勘案いただいて、御検討いただきたい。

(厚生労働省) 今おっしゃったようなトータルのことを考慮しながら判断しなければならないという点については、私もそう思っている。そこについては、しっかりと検討したい。

(勢一構成員) トータルで御検討いただけるということで、それはお願いしたい。

無償化の制度が始まる前に念入りな情報共有をして制度を組んでいただいたことは重々承知しているが、自治体の側としても、1 年近く無償化に係る事務を行ってみて、恐らく目の前の住民の負担にもかなり目が行き届くようになったと理解している。提案団体からも、利用者が出す書類が削減されるところが非常に大きいというメリットも示されているので、そうした利用者側の負担部分についてもぜひ精査いただき、トータルとして効率的な仕組みを御検討いただきたい。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) スケジュールとして、検討については年内に実施していただけるか。

(厚生労働省) なるべく早く検討しなければならないだろうとは思いますが、今から年内に結論を得るというスケジュール感はちょっと厳しいかと思っており、年度内に結論を得るというスケジュールで検討を進めたい。

(高橋部会長) 事務局、それでよろしいか。

(末永参事官) 対応方針のスケジュールから言うと、年内に整理していただくと今年の対応方針に結論を書けるため、できるだけ急いでいただきたい。

(高橋部会長) コロナの中でなかなか急いでと言うのも心苦しいが、できれば年内にやっていただけるよう努力していただければありがたい。そのような方向で、お願いしたい。

<通番9：障害児通所給付決定における有効期間の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 調査についていつぐらいに事務局に御相談いただけるのか。

(厚生労働省) 来月には調査を始めたいと思っているので、今月中には調査票を作らなければならないため、今月中には事務局と御相談ということになるかと思う。

(高橋部会長) 大体いつぐらいまでに期限を考えているのか。

(厚生労働省) 自治体に御回答をいただかなければいけないので、あまりにショートノータイスな調査も自治体に負担をかけるため、そうした点も考慮しながら年内に結論を得るというスケジュールで進めたい。障害福祉の関係について、社会保障審議会障害者部会に随時お諮りしながらいろいろ議論を進めているので、12月ぐらいに社会保障審議会障害者部会にもお出しできるような形で調査の集計を行いたいと思っている。

(大橋部会長) これから調査いただけるというお話であるが、その調査の具体的な内容はどういうこととお考えなのか。昨年までの議論では、通所給付決定した障害児についてはかなり継続した受給が一般化している一方で、通所給付決定に係る事務については事務量が膨大であり、通所給付決定まで時間を要しているということ、熊本市からはかなり具体的な数字を頂いている。それを踏まえての提案なので、通所給付決定事務の実態について具体的に聞いていただける調査なのか。それに併せて、こういう形で事務を変えたいがどうか、というところまで踏み込んだ調査を予定しているのか。

(厚生労働省) 調査の中身についてはまだ十分な検討が尽くされていないが、障害児にもいろいろな状態像の子どもがいるので、色々な状態像の子どもを見たとき、果たして給付決定の実態がどうなっているのか、どんな状態像の子どもであっても、提案自治体からの御提案のように、ほとんど前と同じ給付決定が繰り返されているというのが実態なのか、それともやはり状態像の違いによって給付決定の中身が変わってきているというのが実態なのか、その辺りを色々な状態像の子どもをサンプルとして得ながら、実態を調べるということをしなければいけないと思っている。

(高橋部会長) こちらからお願いしておきながら非常に恐縮ではあるが、今はコロナの話もあり、自治体もなかなかお忙しいと思う。サンプルの取り方等については、自治体の負担にならない形で効果的・効率的な形でお願いできればと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 正直に申し上げ、自治体においては、コロナの中で大変御苦労いただいている。

私ども自身も本当にいっぱいいっぱい毎日やっており、自治体の方もいっぱいいっぱいという状態であるので、極力負担をかけないようなやり方がないか、よく考えた上でやりたいと思う。その辺はまた事務局とよく相談させていただきたい。

(高橋部会長) 調査の方法等を事務局とよく御相談していただき、年内に結論を得られるようお願いしたい。

<通番17：障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設の拡大（厚生労働省）>

(高橋部会長) ただいまの御説明について、いかがか。

これから将来的に障害者の年齢が上がってくるにつれて対象者は増えていくのではないかという気もするが、いかがか。

(厚生労働省) 先ほど御説明申し上げたように、在宅の障害者の方が障害者支援施設に入所する場合の障害福祉サービスに係る居住地特例は既にある。また、在宅の障害者の方が障害者支援施設に入所して、そこで一定期間を過ごし、高齢となり、介護の必要性が高まって、結果的にその障害者支援施設から特別養護老人ホームなどの介護施設に移るといった場合の介護保険サービスに係る住所地特例は、平成27年に御提案があり、それを踏まえた見直しということで、整備がされている。障害者の高齢化に伴って、特別養護老人ホームのような介護保険施設に入所するケースが出てきたことに対応した措置が、講じられたところである。いずれも、在宅で

暮らしていた方が在宅介護では支え切れなくなって施設に入所した場合等に、その入所施設での入所介護の費用を、入所施設の所在地の自治体が負担するのではなく、もともと在宅で暮らしていた自治体が負担するという考え方で設計されている仕組みである。

今回の御提案は、提案自治体からの御提案を見たところでは、入所する施設として介護サービスの提供体制を必ずしも備えているとは限らない有料老人ホームが想定されているように思う。有料老人ホームは、住まいと食事や生活支援サービスを一体で提供する施設であるため、介護が必要な場合の介護サービスは別途提供されることになっており、一般的にはホームを運営する事業者が提供すると伺っている。そのような有料老人ホームに入った方が必要に応じて利用されるサービスについては、先ほど御説明申し上げたように、介護保険優先原則というものがあるので、基本的には介護保険による訪問介護のサービスでカバーされる。介護保険サービスだけではその方に対するホームヘルプサービスとして足りないという場合には、障害福祉サービスの居宅介護を併せて利用していただくこともできるが、障害福祉サービスとして提供されるのは、介護保険の訪問介護では足りない、上乘せ部分だけであり、上乘せの障害福祉サービスを多量に必要とするような重度の障害者の方が、障害者支援施設に入所するのではなくて、有料老人ホームのようなところに入所されるケースがどれほどあるのだろうか。また、有料老人ホームが所在する自治体にとってそれがどれほど大きな負担になっているのかということところは、私どもにとっても直ちによく分からないというのが正直なところである。

(高橋部会長) この提案は追加提案団体が多いことから、サンプル調査でも構わないので、ニーズを調べていただくことはできないか。

(厚生労働省) 私どもとしてもよく分からないということでもあるので、今後、実情等を調査しながら慎重に考えていく必要があるかと思っている。

(大橋部会長代理) 恐らくは数が少ないのだろうという形で、まだ実態を把握されていないような印象を受けた。

他方で、埼玉県と埼玉県町村会からの提案について、追加共同提案団体が、北海道から熊本までかなり全国にわたっていることから、そういう実態があるのだろうと思うので、そこは踏まえていただきたい。

特にこういう居住地特例という仕組みが見直されてきているということで、自治体の事務負担や費用負担という問題にも絡むが、申請者からしてみると、同一市町村において介護保険サービスと障害福祉サービスの手続きが済むというのは非常に大きなメリットがある。申請者のメリットと施設所在市町村の被る負担の双方からこの提案が出てきていると思うので、そこのところはしっかりヒアリングをしていただき、それを踏まえて実態に対しての処方箋として提案は成立しないのかどうかについて御検討いただければと思う。

(厚生労働省) 居住地特例を設けてほしいという自治体にとっては過重な負担感があるということだが、仮に居住地特例を設けた場合には、今までは負担していなかった自治体新たに負担することにもなるため、居住地特例措置を講じることが合理的か、納得の得られるエビデンスを得た上で、よくよくの議論も必要と思う。

(高橋部会長) 事務局と一緒にサンプル調査をしていただくことは可能か。

(多田参事官) 実態の把握が必要ということであれば、ぜひ事務局と厚労省と連携して取り組めたらと思っている。

(高橋部会長) 厚労省もお忙しいと思うが、悉皆的な調査でなくて、代表的なもののニーズの聞き取りをお願いしたいと思うが、いかがか。

(厚生労働省) いつまでという形でお尻を切って調査すると申し上げるのは今の時点ではなかなか厳しいと思っているが、どのような形で実情を探ることができるのか、事務局とも御相談させていただければと思う。

(伊藤構成員) 埼玉県の資料を見ると、脳血管疾患によって要介護状態になって身体障害者手帳も取るようになった、その方が都内から埼玉県のある有料老人ホームに入っているというケースの場合には、要介護状態になったことと障害者の状況になったことが同時に起きている。サービスを受ける側にとっては介護保険サービスと障害福祉サービスを一体として受けていると考えられていると思うので、恐らくそれぞれのサービスごとに居住地特例が適用されたりされなかったりというケースが、市町村の側からしてもやはり納得がいかない部分があって今回の御提案が出てきているかと思う。いろいろな事情があるかもしれないが、トータルでサービスの受け手側という視点も踏まえてぜひ調査をしていただければと思う。

(厚生労働省) 特別養護老人ホームとか、老人保健施設とか、いわゆる典型的な介護保険3施設と言われているようなところに入所されるケースで、介護保険サービスを利用される場合については既にある制度の中でカバーをされているわけなのですけれども、有料老人ホーム等に入所されるケースで、介護保険サービスに加えて障害福祉サービスを利用される場合についてどう対応するのかということところが、今回頂いた御提案という感じ

がする。有料老人ホームに入所される方で、なおかつ、介護保険の訪問介護でカバーをし切れないほどの重度障害の方が本当に多くいるのだろうかというところが腑に落ちないということもあり、先ほど申し上げたような説明になったが、実態を探ってまいりたいと思う。

(高橋部会長) ぜひ事務局と御相談しながら実態調査をお願いしたい。

<通番 29 : 沿岸漁業改善資金において転貸融資を可能とする見直し(農林水産省)>

(伊藤構成員) 貸付実績が近年かなり減少しているが、この理由はどのように分析されているのか。

(農林水産省) やはりこういった貸付制度の対象とする漁業従事者数そのものが減少しているほか、海洋環境の影響やこれまで不十分であった資源管理の問題等もあると思うが、よくニュース等でも出るように、水産資源自体が非常に不安定で不漁な状態である魚種が増えていることによって、融資を受けるインセンティブがあまりない状況にあるというのも、一つの大きな理由になっていると考える。

(高橋部会長代理) 今御説明いただいたように、貸付件数が漁業従事者数や資源管理の観点等の外的な要因で非常に厳しい状況があってこういう制度運用になっているという前提がある。一方で、今回頂いたアンケート調査の結果を見ると、現行の貸付制度の中で、やはり担保や保証人の活用について、目途が立たない・困難であるという点を挙げているという結果がはっきり出ている。そうすると、(外的な要因に加えて)財政面での要件でもハードルを高くしてしまうと、元々厳しいところにさらに上乗せして借り受けしづらくなってしまいうため、その辺りは考える必要があるというのが、アンケート調査の結果から出ているような気がする。他方で、転貸先として漁協連合会を挙げる都道府県が多いことからすると、直貸を代替する仕組みとして今回の提案に出ているような転貸制度に踏み出すということは、アンケート調査の結果を見ても裏づけられているような気がするのだが、その点についての認識はいかがか。

また、従前からの論点として、林業・木材産業改善資金は一步先に金融機関による転貸融資方式を導入していることから、本提案での参照事例になると思う。そうすると、本日挙げていただいたいろいろな支障やリスクが転貸方式の導入に踏み出すに当たってあるにしても、林業・木材産業改善資金を一つの参照材料・素材にして、制度設計を考えていくことも可能なだろうと思うが、これは検討されているのか、教えていただきたい。

(農林水産省) まず1点目の、担保や保証人の問題があり、アンケートの結果からもそういった実情の中で直貸だけではなく転貸という選択肢があったほうが良いという指摘についてだが、確かに現在の直貸方式で要件としている保証人については、民法改正が今年の4月に施行され、なかなか漁村の保証人が公証役場に行こうとしても周辺にそのようなものがないことから、ますます個人保証が難しくなってくるということは、客観的に我々も感じている。

物件を担保にするという話も、平成29年に都道府県に対して、こういう事例がいろいろな県であると説明・周知したが、フォローアップの調査をしてみたところ活用数は増えておらず、やはり直貸を行う都道府県の実力からすると、なかなか運用自体難しい面があるというのが正直なところではないかと考えている。

そういった関係で、先ほど申し上げたように、いろいろと初めてのことなので、漁協系統金融機関や漁業系の保証機関に対し、直貸と転貸の両立等について少しヒアリングをしてみたところ、いずれの機関からも無利子の場合実入りが全然ない等、様々な意見を頂いた。しかし、これは2番目の御指摘とも関係するが、先行して転貸を行っている林業・木材産業改善資金の事例を参考にしながら見直しを行っていくという方向性については一定の話はしており、各機関も理解を示してくれているという状況である。どこを転貸先にするかということについては、林業の場合と異なりほとんど漁業の場合は漁業協同組合に入っているため、基本的に系統金融機関の中で賄えるということもあるが、林業・木材産業改善資金では民間の金融機関を転貸先にするときの保証料率の設定等においていろいろ問題が生じたという話を聞いている。そういったことも踏まえながら制度設計を考えていくことになるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 制度設計を考えていただくというご趣旨だとすると、導入する方向で御検討いただいていると受け止めてよろしいか。

(農林水産省) 先ほど申し上げたとおり、まだ金融機関等と細かな詰めを行っていないが、部会長代理から御指摘があったとおり、方向性についてはこういうことを検討しているという話はしているところであり、金融機関と都道府県の意向を改めて確認しながら検討を進めていきたいと考えている。

- (高橋部会長) そうすると、年内には結論を出していただけるということによろしいか。
- (農林水産省) 本日の議論を踏まえながらまた検討させていただきたいと考えている。
- (高橋部会長) 最近規制改革に関連する水産業関連の調整の話もよくお聞きしているが、漁業について近代化を図っていくことは非常に重要な施策だと思う。この資金はそういう構造の近代化のようなものに使えるのか。
- (農林水産省) 然り。
- (高橋部会長) そうするとこの資金を使って近代化をどんどん推進していくことは極めて重要である。旧来型のものに替えて新しい漁業をつくっていくという方向で沿岸漁業改善資金を活用するためには、様々な政策手段を通じて活用しやすいものにしていただくことが重要だと考えるので、ぜひ事務局とよく調整いただいて、年内に結論が出るように御検討いただきたいが、いかがか。
- (農林水産省) 部会長御指摘のとおり、水産改革を進めていく上で、成長産業化を図っていくというのが課題になっている。特に今回のこの資金の対象は20トン未満の船であって、沿岸漁業については経験と勘でやるというところが伝統的にあるが、それでは新規の参入も増えず駄目だということで、現在、水産業もスマート化を図っていくということでいろいろ進んできている。ICTを活用した漁業の効率化に使えるような機器やAIを活用した機器などもいろいろと開発されているので、それが実際に技術開発されて試験的なことで現場実装されていくという過程の中で、この資金は極めて重要な位置づけになるのだと我々も考えている。
- ぜひこの資金がうまく漁業者のニーズにマッチした、我々が進めていく方向にマッチしたものになるように、改善を進めて検討していきたいと考えている。
- (高橋部会長) この資金が活用されるような方向で検討いただければありがたい。引き続きよろしく願いたい。

<通番 38：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限に関する見直し（内閣官房）>

- (高橋部会長) ただ今の御説明について御議論を頂戴したいが、いかがか。
- (大橋部会長代理) 第45条は、緊急事態宣言が出た段階で、その後のかなり強制的な内容が入ってくるところについて事前協議を求めている点は分かるが、第24条第9項の行政指導段階、しかもまだ事態宣言も出ていない段階でも事前協議をかけるというのは、過重であり、機動性を損なうのではないか。先ほど「協議」は確認の意味だと伺ったが、この法律で用いた「協議」という言葉は他の行政機関との間で法文上使われているため、同じ表現を使って書くと、確認に止まるといった意味として、一般の市町村は取らないのではないか。
- 基本的対処方針の中で事前協議というやり方を書くこと自体がどうなのかという点も問題意識としてはある。第24条第9項は行政指導で、緊急事態宣言が出る前であればもっと自由に知事が使えたら良いと思うが、事前協議がかかっていることと、対象施設の範囲で法文上は一般の団体まで全部含むような形になっているにも関わらず第45条とそろえることには理由がないと思う。第24条第9項の対象を絞り過ぎてしまっていて、実効性が損なわれた状況で、緊急事態宣言を出すとかなり厳しいと思うので、第24条第9項の対象を絞ることについてもどうなのかなという疑問がある。
- (内閣官房) 指示に従っていただけないところも幾つかあったが、そこからクラスターが発生している事例はない。第45条の条文を御覧いただくと、第2項も第3項も要件ががっちりしておらず、私人の側から見ると、何を具体的に行えばペナルティーや罰則を避けられるのか、今の条文では非常に判断が難しいのではないか。したがって、要件自体を見直さないと、実効性確保は難しいのではないか。そういった点も含め、今後、検討したい。
- (高橋部会長) その検討とは、どのような形でされるのか。
- (内閣官房) まずは、感染拡大が起こっているので、内閣官房としては、感染拡大の予防に万全を期したい。事態が一定程度収束した段階で、どういう実効性確保の措置があるか検討していきたい。
- (高橋部会長) 収束した段階というのは、どのようなことを想定されているのか。
- (内閣官房) 具体的な線引きは難しい面があるが、少なくとも現在は感染拡大局面であり、この感染防止に万全を期していかなければならないと思う。
- (伊藤構成員) 今の点は、この場で議論することではないとは思っているが、仮に、感染拡大状況が深刻化し、緊急事態宣言が再び出される場合、現行規定に則って対応することとなり、都道府県知事の方々からすると、実効性が保てないことになる。急いで御検討いただきたいというのは困難だと理解しているが、是非お考えい

ただきたい。

(大橋部会長代理) 現状、ペナルティーが無く、風営法、食品衛生法、建築物衛生法に戻って何とかできないかなど、もともと感染症とは関係ないような法律で権限探しをしていることは、やはりこの仕組みが十分でないことの結果であり、ここにあるべきものがないことが、ゆがんだ法解釈を誘発しているところがあるので、特措法にあるべきものをきちんと置いていただきたい。

(内閣官房) 風営法や食品衛生法はそれぞれの法目的があるので、その中でしか対応できない。特措法で何ができるか。感染症法は個別の店舗や個別の施設に対する法律であるため、それとの整理も必要だと思う。ただし、私人の側から見て具体的に何を守ればいいのかという点は大きな論点であり、私人に具体的にどう守っていただくかという点、これはいきなり罰則とは多分ならないから、普通は丁寧に指導をし、段階を追い、最終的に、罰則やペナルティーという話になる。そういった法制度が可能かどうか、収束後に検討したい。

(小早川構成員) 細かい法律論は別として、一般常識的な話だが、第1波のときに要請がそれなりに効いたのは、初めての事態だったため、こんなに強い調子で言われたのだからこれを守らなかったら批判されるだろうと事業者が思って、順守したのではないか。第2波、第3波となったら、同じことをしても順守しない人はたくさん出てくるのではないか。したがって、収束したら法改正を考えるのは遅いのではないか。

(内閣官房) 現実の問題として、今は感染拡大防止に万全を期しないと体制的に厳しい面もあり、問題意識は持っているが、収束後の検討が現実的である。

(高橋部会長) どういうタイミングで法改正をするかというのは、政府の御判断だと思う。しかしながら、いざとなったら直ちに出来るものがしっかりと政府のなかにないと困る。収束した段階で考えるのでは間に合わないと思うので、改正のタイミングになったと政府が判断したときに直ちに出来るよう、政府内での検討は要るのではないか。

(内閣官房) 例えば、今の第45条の第2項と第3項の要件を見て、単純にこれに罰則を付ければ良いとはならない。この要件では私人の側が何を守ればいいのか分からないので、もう少し厳密に書かなければならない。インフル特措法は、感染症法という法律がもともと先にあり、感染症法で、例えば、個々の施設の消毒、患者が出た場合には入院など、個別に対しては感染症法が適用されることになっている。それだけでは社会全体として感染拡大を防げないため、このインフル特措法があるという整理になるので、感染症法とこの特措法の整理も必要になる。仮に、第45条ではなく、施設ごとにより細かい基準を作り、これを守ってくださいということにすると、今度はそれを確認するための体制も恐らく地方自治体レベルで必要になるため、そういった現実の面も踏まえなければいけない。そういったことも全て併せて、検討の材料となる。

(高橋部会長) 今は政府全体で収束に向けて力を注ぐということも重要だというお話である。ただし、内部的な検討はきちんとしていただき、すぐさま法案が出せるように、中でしっかり御検討いただきたい。

(内閣官房) 今は現実問題として感染拡大の防止に全力を挙げており、どこまでできるかというのはあるが、問題意識は持っており、しっかり受け止めたい。

(大橋部会長代理) 第45条は、緊急事態宣言が出た段階で、その後のかなり強制的な内容が入ってくるころについて事前協議を求めている点は分かるが、第24条第9項の行政指導段階、しかもまだ事態宣言も出ていない段階でも事前協議をかけるというのは、過重であり、機動性を損なうのではないか。先ほど「協議」は確認の意味だと伺ったが、この法律で用いた「協議」という言葉は他の行政機関との間で法文上使われているため、同じ表現を使って書くと、確認に止まるという意味として、一般の市町村は取らないのではないか。

基本的対処方針の中で事前協議というやり方を書くこと自体がどうなのかという点も問題意識としてはある。第24条第9項は行政指導で、緊急事態宣言が出る前であればもっと自由に知事が使えたら良いと私は思うが、事前協議がかかっていることと、対象施設の範囲で法文上は一般の団体まで全部含むような形になっているにも関わらず第45条とそろえることには理由がないと思う。第24条第9項の対象を絞り過ぎてしまっていて、実効性が損なわれた状況で、緊急事態宣言を出すとかなり厳しいと思うので、第24条第9項の対象を絞ることについてもどうなのかなという疑問がある。

(内閣官房) まず、第24条第9項の段階で協議をかけているのが過重ではないかというお尋ねについて。特措法を初めて運用してみたところ、第24条第9項は基本的な感染予防の呼びかけを中心に想定していたが、実際には、東京都をはじめ多くの都道府県において営業自粛要請はほぼこの第24条第9項に基づいて行われており、それにほとんどの店舗に従っていただいた。第24条第9項の要請でも、事業者が従っていたという実情を見ると、第24条第9項の段階から調整をする必要があると思っている。

その対象施設だが、第 24 条第 9 項と第 45 条第 2 項と第 3 項が連続的に使われている、つまり、強度を段階的に上げていくため連続的に使われており、第 24 条第 9 項の段階で、第 45 条で施設の使用制限がかけられないような施設についてまで第 24 条第 9 項で営業の自粛をかけることは、必要最小限度の原則から見ると論点があるかと思う。第 45 条第 2 項の政令を改正することもあり得るため、仮に第 45 条第 2 項の政令の対象範囲を広げれば良いということであれば、このような施設にも広げていくべきだという御議論を頂きたい。

もう一つの御指摘は、事前協議は不要ではないかということだが、特措法第 20 条第 1 項に基づく総合調整権は、双方向の意思表示を経て調整を行う手法とされており、総合調整を具現化するものとして事前協議をしている。もう 1 点、この事前協議について、手間暇はかかっている。大半が、御相談を頂いたら、数時間若しくは 1 日もかけずに御回答をしており、協議に時間がかかっているという支障はないと思う。一方で、政府対策本部を開いて基本的対処方針を定めたら、各都道府県は、速やかに各都道府県としての方針を定めなければならないため、事前協議に時間がかかることよりも、政府の基本的対処方針をもっと早く教えてもらえれば同日に県の対策本部を開いて方針を決定できるという点に御不満があるのではないかと。政府の基本的対処方針は、専門家に直前まで感染状況を見て御判断いただいた上で決定しており、当日にならないと政府の基本的対処方針をどのように変更するのかお伝えできない。各都道府県は、もっと早く基本的対処方針の変更点を知っていれば準備ができるのに、政府対策本部が終わった数時間後に自らの都道府県の対策本部を開いて方針を決めなければいけない点に御不満があり、恐らく事前協議それ自体に時間がかかって御不満があるということではないと考えている。

(高橋部会長) 事前協議の実質的な必要性については議論があると思う。しかしながら、地方分権的な観点で言うと、関与の法定主義の話があり、基本的対処方針に事前協議と書けば事前協議を要求できるのかという論点がある。この制度は、関与の法定主義のすり抜けになっているのではないかと。基本的対処方針という法定のものに事前協議と書けば事前協議を要求できるというのは、法の建て付けとして、関与の法定主義の観点から問題ではないかという分権的な意識がある。事前協議の必要性について問題にする気はないが、実効性の観点から見直しの予定はあるかという論点もあり、一緒に見直せないか、法定主義の観点から問題がないかという整理をしていただきたい。

(内閣官房) もともと総合調整権と指示権がある中、総合調整の具体化としての確認・調整・協議の作業を、基本的対処方針において「事前協議」としている。関与の法定主義であると、政府が基本的対処方針を定めて地方団体がそれに従う必要があるが、仮に、法律上、事前協議を位置づけた場合、かえって全てのことを事前協議しなければならなくなり、感染の状況に応じた柔軟性が失われるという側面もある。

(高橋部会長) きっちり整理をつけていただきたい。

(大橋部会長代理) 施設の範囲の話だが、第 24 条第 9 項で法律は施設の対象を限定していない。第 45 条の政令が第 45 条の施設について限定するのは勝手だが、そこと第 24 条を結びつけることは、第 24 条の解釈としておかしいのではないかと。特措法のコメントールの第 24 条第 9 項の説明と異なり、誤解があるのではないかと。

(内閣官房) これは運用面の話だと思う。大橋先生が仰るとおり、今の第 24 条第 9 項の文面から直ちに制限されているとは読めないが、私も必要最小限の原則から、第 45 条第 2 項で、蔓延のおそれや感染リスクの高い施設を列挙し、一方で、基本的対処方針の中で、このような施設は営業を続けていただく必要がある、社会機能維持をしていただく必要があるという業種、施設を列挙している以上、運用の中で、第 24 条第 9 項なら何でもできると、都道府県の自由な御判断だというわけにはいかないのではないかと考える。

(大橋部会長代理) 第 24 条と第 45 条を連続的に捉えていることが結果的に第 24 条をかなり縛ってしまっているのではないかと。法律で都道府県対策本部長が、第 24 条により行政指導で様々行う可能性を縛ってしまっていることが気になっている。

(小早川構成員) この特措法の枠組みの中、国が総合調整権を持って全体を調整し、その中で自治体は法定受託事務として対応するようになっている。この枠組みをどのように見るかという解釈論と、この枠組みの外で、自治体が何をできるかという論点があると思う。今回の提案には含まれていないが、独自条例を作ろうという動きもある。したがって、この特措法の枠組みは、どこまでを支配するのか、その外に独自の動きは一切許さないということなのか、その点について地方自治体と何らかの形でコミュニケーションを取っていただきたい。

(内閣官房) よく地方団体とコミュニケーションを図ってまいりたい。また、地方団体との連携なくしてはこの対策は成し得ない話だと思っており、今後ともしっかり取り組んでいきたい。

ただ、例えば、第 45 条第 2 項の要請は個別店舗ではなくて業種・類型ごとの要請も可能としてほしいという

御提案があったが、その話は、罰則を付けてくれという地方団体の要望とは逆ベクトルの話である。罰則を付けるような厳しい措置を講じるのであれば、業界や類型での要請はできない。また、施設の使用制限等をもっと自由にやりたいという都道府県の御意見も頂いているが、一方で、都道府県の中ではもっと統一的に国が決めて、足並みをそろえてやるような形が良いという都道府県もある。したがって、御提案は、全ての自治体の意見の総意ではなく、自治体側も試行錯誤する中で様々な御意見が特措法に対してあると思うため、幅広く御意見を聴きながら、今後の在り方を考えていきたい。

(高橋部会長) 今、コロナ対策は走っている最中ですので、いろいろと政府も考えていると思う。ぜひ、ここでの議論も踏まえて検討していただきたい。

<通番 15：国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化（厚生労働省）>

(高橋部会長) 横浜市に聞いてみたところ、70 歳から 74 歳の支給件数に対して、69 歳以下がかなり少ないけれども、比率でいうと 70 歳から 74 歳の3分の2ぐらいある。かなりの件数がある、支給額だとむしろ多いということもあるとのことであった。そういう意味では、件数そのものが非常に多いという点で負担軽減の意義はあるのではないかと思うが、その辺は関係市町村に聞いていただけるとのことか。

(厚生労働省) はい。負担軽減自体は、簡素化をすれば間違いなく負担軽減にはなると思う。そういう意味では、滞納対策や医療費の適正化との比較衡量ではあると思う。それを市町村の判断でいいことにするのか、一律、それはデメリットがあるから駄目にするのかということだが、分権の観点から市町村の判断でという考え方も当然あるので、そういうことも通常はあり得るかと思っている。この手の話でよくあるのは、市町村の判断で丸にしまうと、結局、いろいろ引きずられてやりたくなくてもやらざるを得なくなるという意見が出たりもするので、そこはやっていないところの意見も聞く必要があると思う。それでトータルとして問題がなければ、御提案の趣旨を踏まえて対応したいと思う。

(高橋部会長) デメリットとされているところについて、例えば、死亡した世帯主の口座への振込処理については簡素化してもしなくても同じだろうという気がする。また、申請書と突き合わせるとレセプトの記載誤りが分かるとか、まれなケースを引き合いに出されているような気がするのだが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 4つ挙げているが、2つ目から4つ目まではかなりまれな話であって、最大は滞納対策で、被保険者との接触の機会が失われるところが最大のポイントである。保険料収納対策とサービスの簡素化あるいは被保険者の立場からするとサービスの向上との見合いであり、そこをどう考えるか。そういう意味では、そこは市町村の判断でいいのではないかとこともあり得るし、最近、国保も収納率が上がってきているので、良好な収納率を考えるとそこまで収納対策を充実しなくてもいいかどうかとか、その見合いの話だと思っている。

ただ、保険料収納対策はこの保険制度の肝ではあるので、そこはよく市町村の意見を聞きたいと思う。

(高橋部会長) ただ、申請時に引っかけるとするのは申請の仕方としてはイレギュラーという気がする。別にきちんと収納対策は収納対策でやるというのが本筋なので、申請時に引っかけるとするのは制度の建前からしてどうかという気もするのだが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 収納対策は、資格証とか、短期証とか、それぞれ制度があり、それで十分ではないかという御意見もあろうかと思う。

ただ、あらゆる機会を捉えて接触するということは収納対策で重要なので、御指摘のような御意見もあると思うが、そこも含めて市町村の意見をよく聞きたいと思う。

(高橋部会長代理) この 69 歳以下の方でも病気を抱えてこの対象になる方がかなりいると聞いているので、そういう方に対しての申請手続の利便を与えることと、自治体の事務手続の負担を軽減できるという点からすると、明らかにこの2つの点についてはメリットがある。今おっしゃったデメリットは、今までの 70 歳以上で簡素化したところについて、何かこういうよくない事例を特に聞いているということか。そのあたりを調べて確認して大丈夫であればメリットとデメリットを比較衡量して一歩進むことを考えるということか。

(厚生労働省) 然り。そういう意味では、やっているところとやっていないところを含めて、実態を十分に把握し切れていないので、デメリットも含めて大丈夫かということをよく確認したいと思う。

収納率について言うと、実は後期高齢者は基本的には年金天引きまたは口座振替で収納率が 99%近い。70 歳から 74 歳は、その年齢階級別の収納率はないのだが、大概高齢者は真面目で、収納率が高い。大体都市部の若

い人は収納率が低い。収納対策という意味では、高齢者よりも若い人のほうが収納対策の必要性が高いというのは一般的にはそういうことではあるのだが、そういった実態も含めてよく市町村に聞いてみたいと思う。
(高橋部会長) 承知した。

昨日のオンライン資格確認システムは、この議論に全く関係ないという話か。

(厚生労働省) マイナンバーのシステム自体は、これそのものとは関係がない。ただ、今、高額療養費は限度額の認定証を出している。その限度額認定証を出さなくてもオンラインで確認できるようなシステムをオンライン確認システムの中に盛り込んでいる。そういう意味では、この議論とは直接関係はないが、高額療養費について言えば、そういう事務処理の簡素化があのシステムに入っている。

(高橋部会長) 今までの基本的に申請をしてもらうというのは、どういう趣旨でこういうふうに継続的に申請してもらうことになっているのか。

(厚生労働省) 基本的には、慢性疾患で何回も入院するとか、そういう場合には継続というのがすごく意味があるが、普通、現役世代の人を考えると、そんなに何回も高額療養費に該当するような病気になることがあるわけではないので、基本的には、病気になって、あるいは、けがをして、それで入院した場合。そのときに申請してもらうということを想定している。疾病ごとに必要なときに申請するというのをイメージしてつくっている。必要な都度申請するという意味では、原則、これは現金払いで、保険事故が発生したらその都度申請してもらうということになって、それをきっちりやると毎回申請になるわけだが、そうはいつでも年間に何回も該当する方については、そこから先は省略してもいいかと。

(高橋部会長) そうすると、あまりオンライン資格確認システムがあるからといって何か影響があるという話ではないということか。

(厚生労働省) それは関係がない。

(高橋部会長) 承知した。スケジュール感はいかがか。

(厚生労働省) 10月の月上旬ぐらいまでには関係者から意見を聞きたい。こちらのスケジュールに間に合うようにしたいと思っている。こちらのスケジュールも伺いながら、ヒアリングなどを進めたいと思う。

(高橋部会長) それは事務局とよく御相談いただくということでもよろしいか。事務局と御相談いただきながらスケジュールの御検討をいただければと思う。まだ市町村も大変だと思うので、そこはうまく事務局と御相談しながら聞き方も工夫していただければありがたい。

どうもありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

<通番 37：法律等に基づく計画策定に係る義務付け（実質的な義務付けを含む）の見直し（内閣府、法務省、厚生労働省）>

(高橋部会長) 計画ということで共通して来ていただいた。ただ、実際の法律の仕組みは様々であるので、これから個別に議論させていただきたい。

まず、DVの基本計画について、これは何も計画ということでなく、必要な様々な利害関係者の協議があって、その取りまとめを計画と取り扱っていただいているのではないかと思います。計画の中身については比較的フレキシブルに考えて構わないと思うのだが、いかがか。

(内閣府) 具体的に計画にここまで定めなくてもいいのではないかと御相談が自治体からあれば、私どもも御相談させていただきたい。経緯として、DVの関係については、今でもその取組については不十分であると関係の議員からも言われている状況で、地方における対応のばらつきが保護されないということがあってはいけないとの指摘も現状であるので、ここまでやらなくてもいいのではないのかということがあれば別だが、全国的にきちんと取り組んでいただくことをどう担保するかということで、立法者としても計画策定の規定を設ける必要があるということで平成16年に定められたものと承知している。実際に事業をやっていれば計画でなくてもいい、ということにはならないと考えている。

(高橋部会長) この程度のものであれば認めていただけるというような具体的な指針をきちんと要望に応じて出していただくとありがたい。分権部局と一緒に、この程度のものであればいいのではないかとこのものを出していただきたい。要するに、都道府県等の要望を踏まえて、この程度のものであれば計画とみなすことができる、我々としては計画としてふさわしいものだと思っているという内容を示す指針を出していただきたい。

(内閣府) それは実質的に計画を作ることと何が違うのか。

(高橋部会長) 策定指針などを通知で出しているのではないか。

(内閣府) 国は、基本方針を示しており、それに基づいて計画を作してほしいとしている。

(高橋部会長) どの項目についてどの程度緩和できるか、通知を出していただくことは可能なのではないか。

(内閣府) 計画の義務付けと指針の関係がよく見えない。結局、計画の中で、こういうことに取り組んでいくということを都道府県では示していただくことになると思うのだが。

(大橋部会長代理) 先ほど、都道府県単位でばらつきがあって困るということを、都道府県計画を作って克服しようというお話に聞こえたのだが、私からするとDVの話はかなり全国で共通性の高い話なので、国である程度きちんとしたものを法律でも政令でも全国指針でもいいので出してもらう必要がある。むしろ地域にお願いすることは、その全国指針の下でいろいろな警察や関係機関が協議して集まってこれを実現していく連絡会議を充実するという趣旨であり、規律密度の上がった国の指針プラス地域の連携会議という組合せではないか。

国の指針と地域の連携会議に加えて都道府県計画を定めるといっても、地域独自のDV施策が入ってくるイメージがわからないものだから、計画策定のマンパワーや労力をむしろそちらの連携に回すという形の制度運用はできないのかということが多分提案の根っこにある。都道府県計画ではなくてこちらの連携会議での代替を求めるといのが提案の全体像だと思う。こうした会議によって、政策目的は実現できそうな気がするのだが、いかがか。

(内閣府) そこは持ち帰って、どういうことができるか検討を進めさせていただきたい。

(高橋部会長) 基本指針では、基本計画は基本指針の見直しに合わせて必ず見直しをなささいという話がある。計画について様々な地方公共団体の状況があるので、改定時期については裁量があると認めていただいた方がいいと思うのだが、いかがか。

(内閣府) 時期については、3年計画になささいなどと言っているわけではないので、義務付けていない。そこについては、一定の幅は既に認められている。

(高橋部会長) 基本指針の改定に合わせて見直せという話ではないのか。

(内閣府) 法律の見直し自体は、一定期間を置いて、大体3年ごとに行われている。近年でいえば、児童虐待との連携を中心とする改正をした。全国的な話として問題意識があって法改正があったということであれば、国の基本方針も見直すのでそれに基づいて見直しさせていただきたいということだが、必ずこの期間までに計画を見直してくださいという義務付けをしているものではない。

(高橋部会長) 策定期間は裁量があるということで理解した。

先ほどはよく分からなかったという話だが、具体的な提案としては、連携会議の取りまとめ結果で計画としていただけないかという話なのだが、その点はいかがか。

(内閣府) 実質的にそれを計画とみなせるのであれば、差し支えないのではないかと思う。いずれにしろ、そこも含めてまた正式なお答えをさせていただきたい。

(高橋部会長) 承知した。公表については、どういう意味で義務付けているのか。

(内閣府) 例えば、民間シェルターに御協力いただいているということで、行政の中のみならず関係者がそれを知っている必要があるという観点できちんと公表をしていただきたいということ。

(高橋部会長) メルクマールの関係で公表まで義務付けていいのかということがある。さらに、法定計画なので、当然自治体は適切な方法で周知は図るので、あえて公表を義務付けるかどうかは疑問である。2次ヒアリングまでに御回答いただければありがたい。

(内閣府) 各種計画全体の並びの整理もあるので、その点はまた御相談していきたい。

(高橋部会長) 次に、障害児福祉計画については、見込量の算定を市町村や都道府県と調整するという話なのだが、見込量の算定とその根拠だけを示すことができれば、あえて計画という形で義務付ける必要はないのではないか。それを計画とみなしてもいいと思うのだが。

(厚生労働省) 見込量も含めた計画があって、その計画で定めている必要量を超えて指定の申請が出てきたときには、都道府県は指定を拒否することができるという法律上の立てつけになっている。計画の中に定める事項について、必須事項になっているものもあれば、単に努力義務事項になっているものもある。コアとなる部分を必ず含む形で計画を作ってくださいということが事業者にとっての権利利益に関わることを左右することにもなるので、やはり計画という形を法律上は取っていただくことが必要かと思っている。

(高橋部会長) 先ほどと同じだが、連携会議の中で会議の集約結果の中に必須事項が含まれていれば、それを計画と称してよろしいか。

(厚生労働省) 実際問題として考えたときに、大人の障害者についての障害福祉計画が総合支援法に基づく計画としてある。これと一体的に子供の障害児についての計画も定めているケースが大半ではないかと思う。法律上もそれが想定されたような書き方になっており、連携会議という形で開催するという形態について、もちろん、障害福祉に関わる方々、広くいろいろな関係の方々の中で連携を確保するのは大事なことなので、連携会議を開いていただくこと自体は大変ウエルカムなことだと思うのだが、結局、その中で具体的な数値をきちんと都道府県として責任を持って定めていただいて、それを法律上の計画という位置づけをしていただくことを手続的にはしていただかないと、法律との関係で齟齬を来すことになるかと思う。

(高橋部会長) そこが問題のない形ならよいということか。

(厚生労働省) 具体的にどういう形を想定されているのか、私もあまりイメージが湧かない。

(高橋部会長) そこは具体的に地方提案も含めて中身を見ていただいて、可能かどうか御検討いただければありがたい。

(大橋部会長代理) この見込量が中心で、これをコアにして行政が動いているというのはよく理解できた。これは具体的な調整を経て出てくる必要があるということでは分かる。しかし、今回の提案のベースにあるのは、計画というと、計画案の策定から関係者の利害調整、最近ではパブリックコメントまで全部フルセットで付くので、そうすると、行政措置の中では計画はかなりの手続を要する重いものになってしまい、この見込量を出すために本当にこの重い手続を全部やる必要があるのかといった問題提起である。今言った会議等できちんとした形で具体的な数量が出るということが担保されるという場合でも、なお計画という形式を取らなければいけないのであれば、その理由を説明していただくことが必要である。

(厚生労働省) 先ほど申し上げたように、大人の障害福祉計画があるので、恐らくこの障害児の福祉計画の策定に当たっていただくメンバーとか、いろいろ分析をしなければならぬデータとか、そういうものは相当共通するものがあると思う。そういった形で一体的に作っていただくことは特に一番手間を省く最良の方法ではないかと私自身は思うが、御提案のような形が法律との関係で問題がないのか、精査させていただきたい。

(高橋部会長) 事務局、そこはうまく調整するように。

子ども・若者関係と子供の貧困関係を併せてお話しさせていただきたい。先ほどと一緒にだが、なぜこれは計画の公表が義務規定になっているのか。

(内閣府) 計画の策定自体は努力義務になっているが、もし策定していただくのであれば、それは内部でしまっておくのは大変もったいないので、こういう計画があることを知っていただくためにも公表していただくのが適切ということで、こういう規定になっているものと理解している。

(高橋部会長) 公表を義務付けるということになるとメルクマールとの関係で問題が生じる。決めたら公表するはずなので、ここまでの義務付けが要するのか。もし計画という形を取っていなくても、必要な施策について計画的に何らかの検討をして、成果物があれば、それは同等のものとして扱っていただくことが極めて重要だと思う。そこは計画の公表の義務付けだけではなくて、紹介、周知をするということであれば、そういうものについても周知を同等のものとして取り扱っていただくことが実際には必要なのだと思うのだが、いかがか。

(内閣府) 計画に相応するものが取りまとめられたらそれを計画としていいのではないかという御指摘については、先ほど来のお話に出ているが、この計画が、国で定める子ども・若者育成支援推進大綱に基づいている形を取られているか、一定の期間を見据えて方向性を示していただいているかどうかという辺りはよく確認する必要かと思うが、そうした考え方に基づいてそれぞれの地方自治体で取りまとめられたものであれば、その成果物をもって計画という取扱いにすることはもちろん十分に可能性があるかと思う。

公表に関しては、御指摘のとおり、普通は多分策定をされればプレスリリースなどで公表されることがあると思うので、それであれば、ホームページ等でそのままずっと公開していただく形をとってもそんなに変わらないのではないかとというのが我々の感触なのだが、もしそれが逆に負担になっているのであれば、その公表の在り方については少し検討してみたい。

(高橋部会長) 子供の貧困関係についてはどうか。

(内閣府) まず、公表の義務の関係については、子供の貧困が大きな問題になっている中で、ちゃんとこういった支援ができていくのだと幅広く知っていただくことと、今後もほかの市区町村が計画を策定する際にもこういった形で幅広く情報を共有していただくと、こういった形でこの県はやっているんだといったことが分かりやすいという観点も含めて公表させていただいている。

計画も、こういった形だったら計画かということも論点なのだが、あくまで努力義務なので、確かに大綱を

勘案してとはなっているのだが、実際、都道府県や市町村でも内容にかなりばらつきがある。今まで、子供の貧困の大綱の中で大きな柱が4つあり、教育の支援、生活の支援、経済的な支援などがあるが、私どもとしては、その柱は最低触れている形でやってほしいと、文章ではなっていないのだが、年に何回か都道府県や市町村に説明会を開いており、そういった場ではそういった御説明を差し上げている。

ただ、いずれにしても、この件について、ほかとの並びも踏まえて、事務局とも御相談しながら考えたいが、現状はそういう形である。

(高橋部会長) 国どおりに計画を策定しているかをあまりぎちぎち見るのではなくて、計画的に政策を実施しているということを計画策定と同じように取り扱っていただくことが極めて重要だと思うので、そこはよろしく願います。

(大橋部会長代理) 後からも出てくると思うが、こういう提案が出てくる一番のベースは、平成の時代に、いろいろな任意のものも含めて、地方公共団体が法律に基づいて作らなければいけない計画がほぼ倍に増えている。先ほど申し上げたように、計画策定はかなりいろいろな手続や調整過程が必要な重い事務なので、それがばらばらに要求されていて、それでも自治体は一生懸命やるが、中には似たような計画が並んでいる。何でばらばらで縦割りの計画を作らなければいけないのだろうかという問題関心から提案が出てきている。提案を見ても、次世代育成支援関係を含めて、ある程度、就労、教育支援、ワーク・ライフ・バランス、住宅支援でくれば一緒にできそうな計画が3本並んでいる。先ほどの御回答だと、そこは地方公共団体レベルで一体として策定してもらっても構わないという形で、調整を地方公共団体に全部丸投げし、地方レベルでまとめなさいと言っている。ただ、まとめるに当たっては、地方公共団体は、法律A、B、Cとあれば、Aが変わればAに反応するし、Bが変わればBに反応するしという形で、一体といっても非常に神経をナーバスにしながら調整をしなければいけない。

例えば、国の立法段階で、ある程度そういうことを考えて、まとまるのであればA法に、この指止まれみたいに、皆さん、収れんしてくださいという形で道筋をつける。この場合でいえば、例えば、子ども・子育て支援事業計画をメインにして、これにいろいろと足してくださいという形で指示を出すことをあらかじめしていただければ、こういう悩みは全部消える。ばらばらに要求して地方でまとめられということをやっていると、多分、これはずっと続いていく。これから5年、10年、手を替え品を替え出てくると思うので、そのこのところの頭の切替えみたいなことがこの提案のベースにあると思う。

そうだとすると、一体として策定ということ、もう少し立法段階でまとめられるような配慮をしていただくこと、そこら辺の考え方のすり合わせができないかということが、この提案のベースにあるのだと思うのだが、そこはいかがか。

(野村構成員) 関連して、この間、私は4つぐらいの市町村で、この子供に関する計画を策定し、あるいは、計画の推進についての指標などを作ってきているのだが、最近、市町村では、子供に関する条例を作るところが多分50団体ぐらい出てきている。そうすると、その中で子供に関する施策を子供という視点で計画を作るという規定があり、条例に基づく計画として策定しているところもある。

そうすると、計画を策定するときにも困るのは、特に、子ども・若者、子供の貧困、次世代育成、最近入ってきたのは防犯だが、総合的にやろうとしているのに、縦割りでこれら全部に目配りしてやらなければいけなくなってしまう。例えば、計画の進行管理の指標を作っていくと、このように縦割りで国の関与が入ってくる。せっかく総合的に計画を持って行おうというのに、国のそれぞれの指標がそういう一体的な進行管理を邪魔していく。つまり、1本の計画にしようとしたときに、計画はかたちとしては1本の形を取っているが、中身は縦割りで分断されていくという極めて地方自治にとって深刻な状況が生まれていることを御理解いただきたい。

だから、今、大橋構成員から一つの法律に寄せてというお話があったが、本当に地方自治のことを考えるのだったら、条例に基づく計画を基礎に置いていただくべき。多分、市町村レベルでの権限がほとんどだと思う。そうすると、市町村がこれを計画的にやらなければいけないと思えば必ず市町村の中で計画を作っていくので、そのこのところを中心に計画を統合していく方向を考えていかないと、地方自治のためには何の役にも立たないことをぜひ御理解いただきたい。

(高橋部会長) 要するに、市町村計画に対する国の指針の在り方、策定の在り方の話だと思う。

(野村構成員) 「計画的にやらなければいけない」というのならいいが、「計画」という言葉がものすごい負担と阻害要因になっていることを付け加えておきたい。

(高橋部会長) 今のコメントについて、いかがか。

(内閣府) 今の御指摘を踏まえて改めて考えていきたい。

(高橋部会長) 子ども・若者関係も同じか。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) 承知した。

次世代育成支援関係については、市町村はどのような状況になっているか。

(厚生労働省) 次世代計画については、既に子ども・子育て支援事業計画と一体で構わないということになっており、ほとんどの自治体が既に一体で策定していると理解している。それでもなお、ここがどうしても非常に大きな負担であるというお声が具体的に自治体からあれば、そういった点についてはよくお聞きしていきたい。

(高橋部会長) 都道府県の計画策定については任意だが、例えば、5年を1期としてとか、様々な計画内容とかが法律に書いてある。策定が任意である以上は、そこは参酌指針と同じで、踏まえるが、そこは自治体の裁量に委ねるということで、全くそれに縛られなくていいという理解で法令解釈はよろしいか。

(厚生労働省) 5年というスパンをカバーしていただく必要はあるのだが、その期間が含まれていれば、それよりも広い範囲でも構わないということで解釈をお示ししている。

(野村構成員) この年限なのだが、結局、市町村を縛っているのもこの年限で、ある23区の計画ではたまたまあらゆる計画がちょうど終わりが一緒だったので計画を統合できると考えている。これがずれるがためにこっこの計画だけ置いていこうというような話が結構あって、その年限の縛りは考えておられるほど軽いものではなくて、結構自治体には重く取られており、これもやはり任意なのだということをきちんと示していただく必要がある。要するに、自治体が総合計画を作ろうと思えば思うほどこれが邪魔になっていくという現状があると認識している。

(大橋部会長代理) この法律は、任意とはいっても、この事項については定めなさいという内容の義務付けの規定と、手続についてはこういう手続を踏んでくださいとか、こういう期間でやってくださいということを義務付けている。この計画自体が任意ということと、こういう内容や手続についての義務付けがワンセットで入っている仕組みとは、やはり不調和なのではないかという気がする。任意で作るのだったらこの手続や内容については参酌してくださいという形のものになるのが自然なのではないかという気がしている。こうした仕組みがとても硬直的で、今日お答えいただいたような柔軟な対応が可能とならないのではないかという印象を持ったのだが。

(厚生労働省) 次世代法は計画を立てることができる規定となっている。

(大橋部会長代理) 義務付けられていないと。

(厚生労働省) 義務付けられてはいない。その上で、策定する場合にはこういうふうにお願いと申し上げているところが、例えば、住民の意識、意見を反映させるとか、あるいは、労使の意見を反映させるために必要な措置を講ずる等々の規定を置いている。そういった内容が非常に過重な負担になっているという御指摘があれば、またそれも配慮は必要かと思うのだが、今申し上げたようなこちらからお示ししている内容としては、住民の意見の反映、また、労使の意見の反映のための努力等となっており、こういった計画を策定していただく上では最小限必要な内容かと思っているが、もし実際に計画にとってこういったことは必ずしも必要ではないという御指摘があれば、よく御意見をお聞きして考えていきたいと考えている。

(高橋部会長) 母子寡婦の関係だが、これは基本的には努力義務だということである。これも先ほどの議論を踏まえて同じように努力義務にしたところで、具体的に計画とみなすことのできる内容については事務局とよく御相談いただければありがたい。

(厚生労働省) 申し訳ない。先ほどの私の説明が混乱していたためだが、この計画策定は任意である。

(高橋部会長) 任意なのだが、手続は義務を課しているのか。手続や計画内容は義務付けをしているのか。計画と名乗る以上はこういうことが要るのだという話になっているのか。

(厚生労働省) 基本的には、計画の策定は任意なのだが、策定される場合には努力義務としてお示ししている内容が多い。

(高橋部会長) だが計画の策定は義務なのか。

(末永参事官) 次世代の関係は、計画策定はできる規定である。内容や手続については、努力義務のほか、一部に、講ずるものとするとか、定めるものとするとか、そうした語尾になっているものがあり、これらは普通に考えれば義務と考えられる。

母子寡婦については、計画策定については法律では触れられてないため、任意ということをおっしゃっているのだと思うが、計画を策定することができるのか、計画を策定するものとするのか、そういう規定がなく、作る際にはこうした内容について努めなければならないなど、手続について努力義務が課されている条文になっている。

(大橋部会長代理) だが、団体の意見を反映する必要な措置を講ずるものとするという規定は入っているの、やはり手続の義務は入っているのではないか。

(末永参事官) 母子寡婦の手続規定には一部に義務のものがある。失礼した。

(高橋部会長) 一部義務が入っていると理解した。要するに、計画として名乗るにはこうしろということが書いてあるので、何もないのであれば、そこは参酌基準みたいに取り扱っていただいたらいいのではないか。事務局と後でよくご相談していただきたい。

社会的養育の関係は、根拠が通知なので、技術的な助言にすぎないということによいか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 要するに、義務付けではないことをはっきり確認したい。

最後、再犯防止の関係だが、策定状況を紹介するのであれば、同じように努力しているところについてもわかるように同じような取扱いにさせていただきたいと思うのだがいかがか。

(法務省) まず、公表については、ほかの地方公共団体における計画を参考にしたいという団体の声も寄せられており、そういうところで、決してマル・ペケでつけているわけではなく、御策定いただいたところを当省のホームページ上でリンクを貼って飛べるような扱いをさせていただいている。

計画に実質的に等しいものという内容がどういうものなのかということについては、計画の内容にもよってくるのかもしれないが、この再犯防止という分野は比較的新しい分野であり、この計画とは別に現在はモデル事業という形で私どもから委託費を出して各地域の実情に応じた事業を各地域でやっていただいている。再犯防止に資する取組を行っている関係団体が、例えば、どれくらい地元で発展しておられるかなど、各地域の実情があるので、そうした実績を踏まえた取組をまさに始めていただいている段階にあり、そういう中で各地域において再犯防止施策をお進めいただくに当たっては、関係部局がどういうふうに関連して、例えば、どんな点に焦点を置いて、どういうふうにお進めいただくのかという点において、やはり計画というものが大事なのだろうと私どもは考えている。

(高橋部会長) 繰り返しになるが、同じように計画的に取り組んでいる内容は、ここの部分を抜き出して紹介していただきたいと言えば、それを載せればいいので、そういう形で周知はできるのではないか。

(法務省) 実際にどういうものをお考えになるかにもよると思うので、御指摘を踏まえて検討させていただきたい。

(高橋部会長) 最後に御指摘いただけたところがあれば頂戴したい。

(小早川構成員) 漠然とした話なのだが、先ほどのできるとしておきながら期間は5年と固定する、その手続ないし内容についても特定してあたかも義務付けのような形にする、そういう全体のスタイルがいかにもおかし。やってもやらなくてもいいけれどもこうしてくださいという、日本語としておかしいと思う。だから、できるというのが、これは勘ぐりかもしれないが、よい子は当然やってくれなければいけないという前提で中央でシステムを作っているのではないか。その計画を作れとは言わないが、作らないのはよい子ではないという前提がどうもあるように思う。その辺は、地方自治の在り方に根本的な問題点があるように思ってお話を伺っていた。感想だ。

(大橋部会長代理) 社会的養護の関係だが、通知レベルで自治体にかなり重い負荷を負わせる計画手続のようなものを初めて要請するというスタイルが、本当にこれからの国・地方関係でいいのかというのはちょっと問題があると思った。

再犯防止の計画だが、法律にあまりに規定がなさ過ぎて、何を計画で書いて考量して検討していいかが分からないような形で作らせる計画は、ある意味で考量要素を示していないので、何を調整するかが見えず、本当に計画が必要なのだろうかという点がすごく疑問に思われる。全国計画に沿ってというだけではなくて、計画考量要素が入らないのであれば、やはり計画を要請してはいけないのではないかという、そんな印象を持った。

(高橋部会長) 最後に、市町村の実情をぜひ踏まえていただきたい。要するに、子供関係は1人しか職員がおらず、その1人の職員が全ての計画を作らなければならない。これでその1人の職員の仕事が終わっているという自治体もあると聞いている。それで住民との接点を作る時間もないなど、そういう状況が生まれている中で、

都道府県と同じように市町村についてもセットで計画策定を求めている。努力義務だからということだろうが、こういう形で本当に住民の福祉につながっているかどうか。そういった意味では町村に対する計画策定の要請についても、都道府県と違った形での配慮を、努力義務だからいいのではないかではなく、内容については参酌すればいいぐらいの柔軟な計画策定の責務ぐらいのことを考えていただきたい。そのような方向性がこれからの町村の在り方に対する要請の仕方としてはふさわしいのではないかと思う。必要なものはあるので、それは適切に行っていただくとして、この機会ですので、ぜひそういうことを計画全般の在り方として御検討いただければありがたい。その辺は事務局とよく御調整いただいて、また2次ヒアリングまでに御検討いただければありがたい。

<通番 20：農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点の見直し（農林水産省）>

（高橋部会長）ガイドラインは変えていただくということか。

（農林水産省）具体的な文言等は現在検討中のため用意できていないが、ガイドラインは変えるという姿勢で臨みたい。

（高橋部会長）ガイドラインの中で、具体的に地方公共団体に分かるように書いていただくことが重要だと思う。地方公共団体にとって予見可能な形で、これだったら認めてもらえる分かる形で明記していただく方向で、御検討いただくということによろしいか。

（農林水産省）然り。

（高橋部会長）タイムスケジュールはいかがか。

（農林水産省）提案団体の求める措置の具体的内容のところで、「受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい」という書きぶりになっている。この点に関しての解釈の仕方については、先ほど部会長がおっしゃったとおり、地方公共団体といろいろ相談しながら進めたほうがよいのかもしれないが、その点以外については、大体先ほど御説明した中身で書けば紛れはないかとは思っている。（提案団体の求める措置の具体的内容の）「また」以下のところがあるので、表現ぶりをどうしたらいいのかというのは調整をしなければいけないと思う。

（高橋部会長）何か補足はあるか。

（農林水産省）今のガイドラインは、典型的な事業の場合について記載してあるが、事業にはいろいろなパターンがあり、今回具体的な御提案のあった筑後川のは、ややイレギュラーなタイプの事業になる。それがうまくガイドライン上で書かれていなかったので、地方公共団体とよく意見交換もした上で、見て分かるように、きちんとガイドラインをお示しできればいいと考えている。

（高橋部会長）今年度中に対応していただくということによろしいか。

（農林水産省）然り。

（高橋部会長）令和2年中ではいかがか。

（農林水産省）本年中のほうがよろしいか。承知した。

（高橋部会長）事務局ともよく相談いただきたい。

（農林水産省）承知した。

（大橋部会長代理）確認だが、結局、今回、ガイドラインにこの部分完了に関わる基準を書くという形で進めていただけるということによろしいか。

（農林水産省）然り。現在は、そもそも部分完了自体があるなどの記述も全くないので、そのような見方もできると分かるようにしたい。

（大橋部会長代理）この事案に個別にこだわった書き方をする必要はむしろないと思う。逆に、一般的な問題として、負担金を課す状況になるような形は部分完了とみなすという、その関連について示すという考え方はないのか。

（農林水産省）それによろしいと思う。（部分完了により）「負担金を払ってください」と言うということは、効果が出ているということであるため、そういう形になると思う。

（大橋部会長代理）その辺りは、一般的にということか。

（農林水産省）然り。一般化して、この件だけではなくて、そういう場合にも対応できるようにしたい。

（高橋部会長）ぜひまた引き続きよろしくお願ひしたい。

＜通番 39：地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用（総務省）＞

（高橋部会長）繁忙期に業務が集中する職種は必ずしもないわけではないと思う。例えば、窓口業務等。そういうことで実際の要望や支障はあるのではないかと思うのだが、その辺は公務員部として把握しているのか。

（総務省）御指摘のように、いろいろな部門で、やはり年間を通じた中で忙しい時期と比較的落ち着いている時期は存在している。そういう意味では、忙しい時期にどういう工夫をするかということで、人的配置を一時的に厚くする、あるいは、同じ部署の中で担当している分野が違うときに融通を図る、場合によっては、経験者を臨時的に使うなど、様々な工夫をしているという事例をよく聞かすが、今回のような要望は直接的にはあまり聞いていない。

（高橋部会長）あまり聞いていないと。それを把握する努力はしないのか。把握する必要はないのか。調査をかけてみたり聞いてみたりするということは考えていないのか。

（総務省）実際に我々も働き方改革の観点で、時間外勤務を全体的に削減していくことが大目標として設定されている。そういう意味では、時間外勤務の総枠の上限を設定するという法制がここ数年で非常に進展してきたということがあるため、まず、総務省としては、こうした対応の中で、時間をうまくコントロールしていく、そうしたベクトルで取り組んでいただくということが非常に重要なのではないかと考えている。個別に今回のこの提案のような形で考え方の工夫があり得るのかどうかという相談があれば、我々としても、制度の発想としてはなかなか簡単ではないところもあるが、どういうところが実際に悩ましいのかと当然に議論に加わっていく姿勢を持っているところである。

（伊藤構成員）今の内容は分かるし、繁忙期にどのように職員体制を組むかという実例についても、多分実態としてはそうだと思うのだが、他方で、今後職員の数は減少していく可能性が高いわけで、1人当たりの職務や勤務時間も増えていく可能性がどうしても出てくる。その中で、非常勤職員や応援職員で対応するというのは、対応としては非常に柔軟にできるし、これは一種日本的なやり方で、それぞれチームで仕事をしているから成り立つ仕組みだと思うのだが、果たして今後もそれが継続できるかどうかということと、働き方改革という観点からすると個人の働き方に焦点を当てて制度を考えていかなければいけないというところがあると思う。

全体として少ない人的資源をどう効率的に配分するかというときに、今はかなり冗長性を持たせた上でオーバーラップをしながら使っている。これができなくなったときには、個人単位で今回提案のあったような形を取らざるを得ないような状況も出てくるかもしれない。もちろん、組織全体としては、資源の使い方、組み合わせ方はすごく難しくなると思うが、働いている個々人の働き方という観点からすると、もっと柔軟に勤務時間を設計したいという要望が出てくる可能性があって、その部分は、やや中長期的な視点だが、考えることはできないのかと思う。

（総務省）御指摘のように、労働市場あるいは行政の在り方が中長期的に変わっていくであろうという要素は確実にあり、これからどのようにいい仕組みをつくっていくかということは大きな課題である。そういう意味でも、こうした提案を門前払いするつもりはなく、一つの問題提起をしていただいているという認識は我々も当然持っている。

一方で、公務の特殊性を考えたときに、対市民、議会、そういったところを含めてサービスをどういう形で維持していかなければいけないか。それが、一定の時間に管理されて提供していかなければいけない。こういった要請もあり、ここの部分は労使の間だけで一応手を握ってしまえばこういう形でもセットできるという民間法制とは違う側面も考慮していかなければいけないと思っており、その全体のバランスの中でこういった工夫ができるかといったところが、我々も今後の議論の中でしっかり考えていかなければいけないところだと思っている。

（大橋部会長代理）今日頂いた回答の中で、業務の繁閑を見通すことがなかなか難しいという話もあったが、ただ、職種によって、例えば、税金関係とか、予算編成とか、例規審査、手当、一定の申請時期が決まっている児童手当等々のものについては、年間の事務量を見たら凸凹はある程度定型的に予測できると思う。そのところの業務量に対応するやり方で今回出ているような仕組みを使えないかという提案と認識している。

そうだとすると、一方で、教育の分野では実現した例があるので、あれとはどこがどう違うのかということの説明が必要である。こちらが駄目だということの理由と、先ほど出た部内応援体制というものを上回る、代替措置のようなものもきちんと併せて示して、この凸凹の標準化に資することができるということまで回答

としては頂きたい。

(総務省) 教員の話が出たが、確かにこういう仕組みも入ってきて、いろいろな条件がついてセットをされているという部分ではあるが、大きな枠組みとしてはおっしゃるとおり。ここで一つ考えなければいけないのは、教員の場合は、夏休みなど、基本的に業務自体に当たらない期間があり、そこの見合いの中で時間をどう調整するかという側面が一つ大きな違いとしてあるのではないか。

そうすると、例えば、6月は5時間ぐらいで税の窓口は閉めていいということであれば、提案されているような議論は非常にやりやすい部分が出てくるわけであるが、そうしたところが実際に一般的な行政の中でどこまで成り立ち得るか、といったところが、一つ研究していかなければいけない側面ではないかと思っている。

(高橋部会長) 今の話については、窓口は3人いて、来る人がいなかったら2人でもできるのではないかと、いった話もあると思う。そこはよく研究いただきたいし、門前払いではないという話なので、これから引き続ききちんと検討していただきたい。また、やはり国家公務員との均衡という話はあると思うが、今回の地方公務員の教育職員については、例えば、国立大学の附属校は入っていないと思うが違うのか。要するに、国立の附属の学校は入っていない。

(総務省) 国立大学を設置するのは国立大学法人なので、そもそも公務員ではないという整理ではないか。

(高橋部会長) あれは独法か。教育職員で国家公務員というのは全くないのか。

(総務省) 基本はないと。

(高橋部会長) 地方公務員独自の需要があれば検討いただきたい。ぜひそういう方向で、実態をまずは分析していただくことが重要だと思うので、2次ヒアリングに向けてきちんと需要や必要性をもう少し精査していただいて準備いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)